



中高総第123号

平成21年11月13日

国土交通大臣 前原 誠司 殿

中日本高速道路株式会社

代表取締役会長 矢野 弘典



業務執行手続きの適正化について（報告）

平成21年11月6日付国道高管第49号で標記につき嚴重注意を受けました。会社設立以来、法令遵守等適正な業務執行に会社をあげて取り組んできたところですが、今回の嚴重注意に至ったことを真摯に受け止め、今後このような事態が起こらないよう、適正な業務執行の確立のために、以下のように取り組むことといたしましたので、御報告申し上げます。

1 法令遵守意識の向上

法令遵守につきましては、当社が目指す企業像である「良い会社で強い会社」の実現のため不可欠なものと認識しておりますが、今回の事案を契機として、その一層の徹底を図るため、社内研修等あらゆる機会を活用して、法令遵守意識の向上を図り、当社の社会的責任を果たしていくこととします。

2 契約手続き等に関する社内の業務執行体制の見直し

調査、測量、設計や工事の発注に際し、その適正確保のため、事前チェック機能の強化に向けた体制の見直しを行います。

なお、今回の件に関し、代表取締役会長は報酬月額の30パーセントを、代表取締役社長は報酬月額の20パーセントを、取締役専務執行役員企画本部長、執行役員名古屋支社長及び執行役員建設事業本部長は報酬月額の10パーセントを、それぞれ1ヶ月間自主返納することといたしました。

以 上